

改葬許可申請について

既に埋蔵・収蔵されている遺骨等を他の墓地・納骨堂に移すことを「改葬」といいます。

改葬するためには

遺骨等が埋蔵・収蔵されている市町村へ改葬許可申請を行い、許可を得る必要があります。

※改葬許可申請書は市町村により様式が異なります

改葬手続き

- 1 新たな墓地・納骨堂を決める
- 2 新たな墓地の管理者から受入証明書（納骨堂の場合は使用許可証）を発行してもらう
※墓地使用許可証、永代使用許可証でも可能
- 3 改葬許可申請書に必要事項を記入する
※死亡者の死亡日等が不明な場合は戸籍謄本等を取得してください
- 4 墓地使用者等に承諾書をもらう（墓地使用者等承諾欄の記入）
※墓地使用者等が申請者本人の場合は不要
- 5 墓地管理者等に埋葬等の事実を証明してもらう
※改葬許可申請書の証明欄に墓地又は納骨堂管理者の署名又は記名押印をもらってください
- 6 遺骨等が埋蔵・収蔵されている市町村に改葬許可申請書を提出し、改葬許可証の交付を受ける
- 7 改葬先の墓地管理者等に改葬許可証を渡して納骨する

改葬許可申請に必要なもの

- 改葬許可申請書（市民課窓口にてお渡しします）
※死亡者が複数人いる場合は別紙に記入してください
- 墓地使用者等の承諾書（墓地使用者等承諾欄の記入）
※墓地使用者等が申請者本人の場合は不要
- 新墓所の受入証明書、納骨堂の使用許可証（墓地使用許可証・永代使用許可証等でも可）
- 死亡者の除籍謄本（戸籍謄本）又は火葬許可証の写し
※死亡者の本籍地、火葬許可証の発行地が輪島市であれば不要
- 死亡者と申請人との関係が分かるもの（戸籍謄本等）
※死亡者と申請人の本籍が輪島市であれば不要
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※郵便請求の場合は写しを同封ください
- 委任状（申請者の代理人が手続きする場合）
- 手数料 1 通 300 円
※郵便請求の場合は、定額小為替（ゆうちょ銀行で購入）または現金書留でお願いします
- 返信用封筒、返信用切手
※郵便で受取の場合はご準備ください

分骨について

【墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条】

納骨してあるお骨（一体分）の一部を他のお墓、納骨堂へ移すことを「分骨」といいます。
現在埋葬されている墓地の管理者から交付される証明書（焼骨が埋蔵、収蔵の事実を証するもの）をもらい、分骨先の墓地管理者に提出して分骨してください。
市有墓地に埋葬されている場合は、輪島市にご相談ください。

【お問い合わせ】

輪島市 市民課

TEL：0768-23-1131

門前総合支所 地域生活課

TEL：0768-42-9916